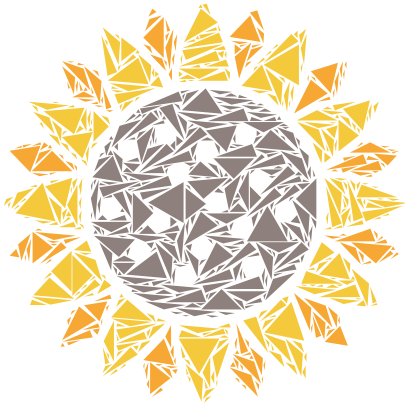
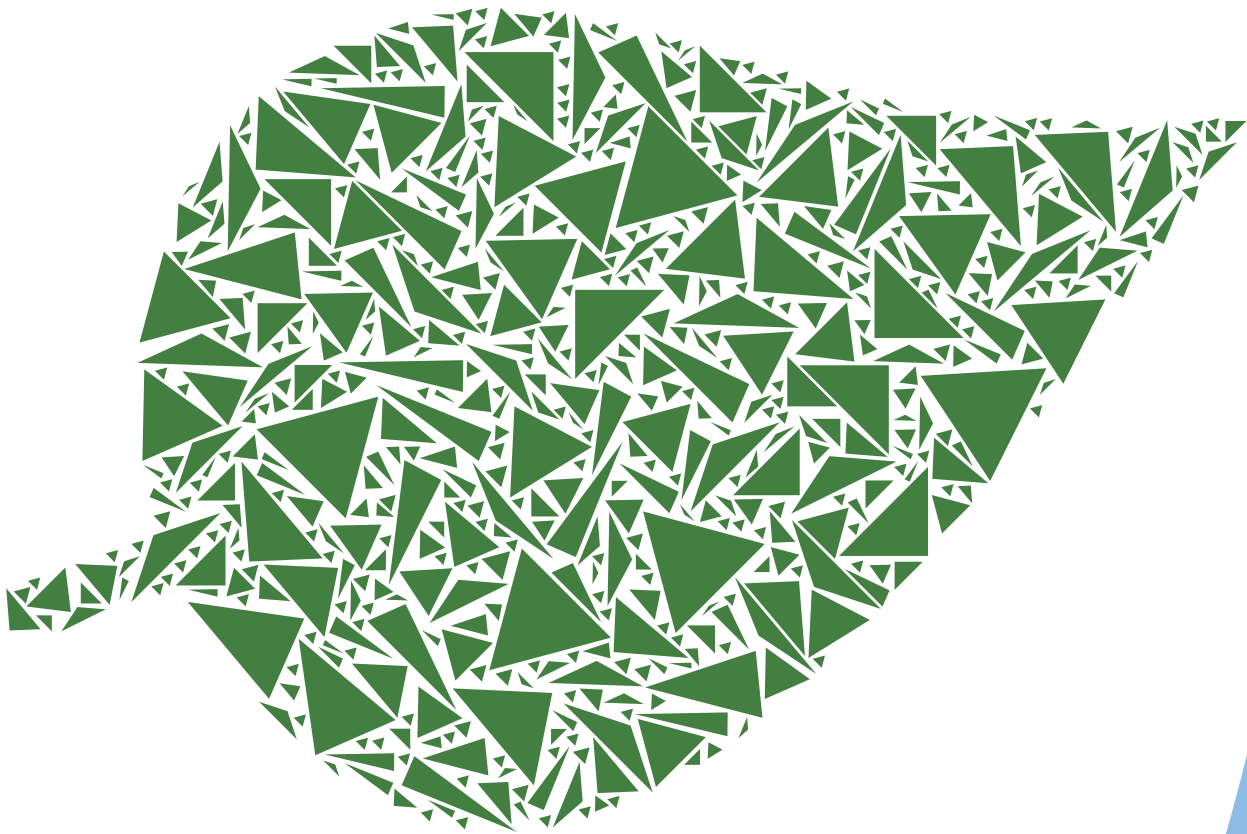




公益 信託

その制度のあらまし



内容

- I はじめに
- II 公益信託の特色
- III 公益信託の仕組み
- IV 公益信託の取扱要項
- V 公益信託と税制



一般社団法人

信託協会

目 次

I	はじめに	2
II	公益信託の特色	2
III	公益信託の仕組み	4
IV	公益信託の取扱要項	5
V	公益信託と税制	8

I はじめに

公益信託とは、信託を設定する契約や遺言により、委託者（個人や法人）が自らの想いを実現するために一定の公益目的を定めて財産を拠出し、受託者が公益信託の目的を実現するよう財産を管理・運用するものです。

公益信託は、学術の振興、福祉の向上その他の不特定かつ多数の者の利益の増進を目的とするものであり、民間の資金を活用して公益活動を行うための制度として、公益法人とほぼ同様の社会的機能をもっています。

公益信託は、昭和 52 年に信託銀行が第 1 号を受託し、その後個人の資産蓄積や企業の社会貢献意識の高まりなどを背景に着実に増加し、今ではさまざまな公益分野に活用されており、令和 8 年に施行された新しい公益信託法のもとで、引き続き民間公益活動の一端を担うべくその発展が期待されています。

なお、公益信託の仕組みや信託銀行等が受託した公益信託の具体的事例を、信託協会ホームページの「公益信託データベース」

(https://www.shintaku-kyokai.or.jp/data/search_entrusted/)
に掲載しています。



※ 本パンフレットにおいて、「信託銀行等」とは、信託銀行等の信託兼営金融機関および信託会社のことを指します。

II 公益信託の特色

公益信託は民間の篤志による公益活動を推進するための信託で、次のような特色があります。

1. 設定手続きのわずらわしさがありません

公益信託の設定にあたっては、受託者が行政庁への認可申請等をすべて行いますので、設定手続きのわずらわしさがありません。

2. 設定後の運営も受託者が行います

公益信託の設定後、信託の終了まで、公益事務や行政庁への各種報告等は、受託者が行います。

3. 運営が効率的、弾力的に行えます

公益法人は、一般に、事務所・職員等を置く必要があるため、一定の人件費・物件費がかかりますが、公益信託は、そもそも独自の事務所と専任の職員を置く必要がないため、効率的な運営が行えます。

また、公益信託は、信託財産を取り崩して比較的短期間に配分費消するなど、弾力的な運営を行うことにも適しています。

4. 受託者の事務執行の厳格化、財産の保全が強くはかられています

公益信託の受託者は、信託法、公益信託に関する法律および（信託銀行等の場合は）信託業法等において、さまざまな義務（善管注意義務、忠実義務、分別管理義務等）を負っています。もし、受託者が受託者の義務に違反して信託財産に損失を与えた場合には、その損失のてん補や原状回復の責任も定められています。

また、拋出された財産は信託財産として、受託者の固有財産や他の信託財産とは分別して管理されていることから、独立性が保たれています。

さらに、公益信託では、公益信託に関する法律等において、受託者は、毎事業年度、事業計画書等や財産目録等を作成のうえ、信託管理人の承認を受けて行政庁に提出することが義務づけられているほか、これらの資料は行政庁において公表されるとともに、受託者の事務所に備え置いて一般の閲覧に供されます。

5. 信託目的に沿った運営が確実に行われます

公益信託では、信託管理人が指定され、公益信託の目的の達成のために、受託者の職務のうち重要な事項について承認・同意を与えることとなっているので、公益信託の目的に沿った運営が確実に行われます。さらに、適切な公益信託事務が行われるよう行政庁の監督を受けています。

6. 財産の拋出者が顕彰されます

公益信託の名称には、一般に財産を拋出された方のお名前や会社名を入れることができますので、末長くそのお志が顕彰されます。

信託相談所

信託協会では、信託銀行、信託会社等を利用されているみなさまに対するサービスの改善を図るため「信託相談所」を設置し、信託や信託銀行等に関するさまざまな照会・相談・要望・苦情を受け付けています。

相談受付時間：午前9時～午後5時15分

（土・日曜日、祝日などの銀行の休業日を除く）

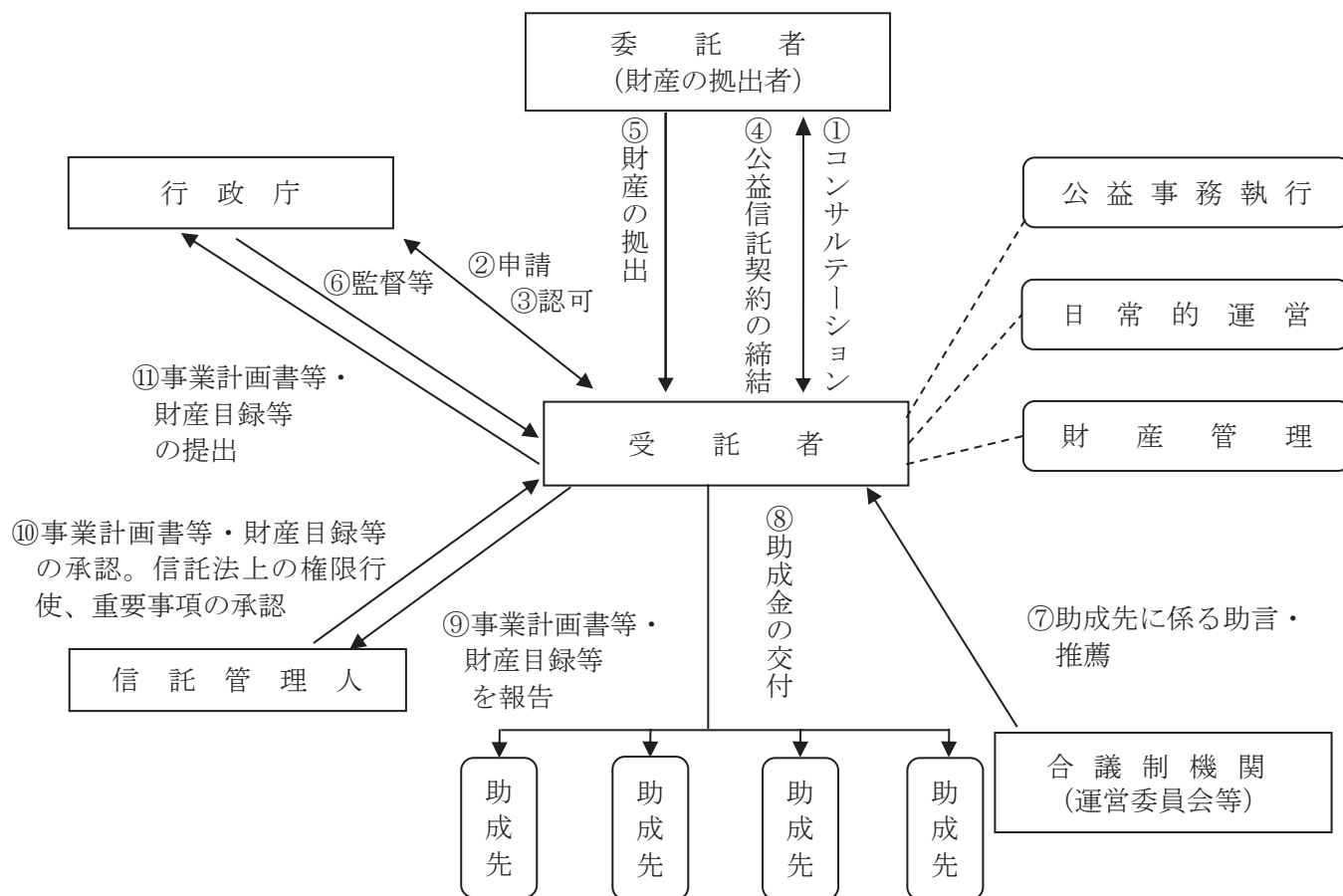
電 話：03-6206-3988（スマートフォン・携帯電話の方）

 0120-817-335（固定電話の方）



Ⅲ 公益信託の仕組み

【以下の図は、信託銀行等が受託者となり、助成金の給付を実施する公益信託を表しています。】



- ① 委託者（財産の拠出者）と受託者との間で、公益信託の目的の具体的な選定、その目的達成のための公益事務、公益信託契約書の内容などについて、あらかじめ綿密な打合せを行います。
- ② 受託者は、公益信託の認可につき、行政庁に申請します。
- ③ 行政庁は、これを審査のうえ、認可します。
- ④ 認可を受けた後、委託者と受託者との間で、「公益信託契約」を締結します。（認可を効力発生条件とすれば、②、③の前に締結することも可能です。）
- ⑤ 委託者は、受託者に財産を拠出します。
- ⑥ 行政庁は、公益信託事務の処理につき検査したり、受託者に対して必要な処分を命ずることができます。
- ⑦ 合議制機関（運営委員会等）は、公益目的の円滑な遂行のため、受託者の諮問により、助成先の推薦や助言を行います。
- ⑧ 受託者は、合議制機関（運営委員会等）の推薦・助言にもとづき、その公益信託の目的に沿った助成先へ助成金を交付します。
- ⑨ 受託者は、毎事業年度の開始前後に、事業計画書等や財産目録等を信託管理人に報告します。
- ⑩ 信託管理人は、⑨の内容を確認のうえ承認する他、受託者の職務のうち重要な事項や信託の変更等について承認を与えます。
- ⑪ 受託者は、事業計画書等や財産目録等を行政庁に提出し、行政庁はこれを公表します。

Ⅳ 公益信託の取扱要項

一般的な公益信託を信託銀行等が取扱う場合には、次のような基準に従って引き受け、実際の運営を行います。

1. 名称

公益信託の名称は、「公益信託」という文字を用いる必要があります。また、「公益信託〇〇基金」など当該公益信託の目的および実態を適切に表現した名称にするのが適当です。

2. 委託者

公益に役立てようとして財産を拠出する者です。信託契約を締結し、信託遺言をする能力があれば、個人、法人のいずれも対象であるとされています。ただし、法人については、設立根拠法や定款による制約があること等を考慮する必要があります。

3. 受託者

委託者が拠出した財産の管理・運営により公益事務を遂行する者です。

例えば、助成金の給付を実施する公益信託の受託者は、私益信託に共通する一般的信託事務のほかに、個々の信託契約にもよりますが、公益信託独自の公益信託事務として次のような事務を行います。

- ① 事業計画書・収支予算書の作成
- ② 助成金交付のための基礎資料の収集・管理
- ③ 助成対象者の募集・受付等
- ④ 合議制機関（運営委員会・選考委員会等）に関連する事務
- ⑤ 行政庁連絡事務
- ⑥ 信託管理人連絡事務
- ⑦ 財産目録等の作成・開示

また、公益目的、事業内容、基金の規模等に応じて次のようなことを行うことも考えられます。

- ⑧ 個別パンフレットの作成
- ⑨ 個別年次報告書の作成

4. 公益事務

公益事務とは、学術の振興、福祉の向上その他の不特定かつ多数の者の利益の増進を目的とする事務として行う以下の事務をいいます。

- ① 学術及び科学技術の振興を目的とする事務
- ② 文化及び芸術の振興を目的とする事務
- ③ 障害者若しくは生活困窮者又は事故、災害若しくは犯罪による被害者の支援を目的とする事務
- ④ 高齢者の福祉の増進を目的とする事務

- ⑤ 勤労意欲のある者に対する就労の支援を目的とする事務
- ⑥ 公衆衛生の向上を目的とする事務
- ⑦ 児童又は青少年の健全な育成を目的とする事務
- ⑧ 勤労者の福祉の向上を目的とする事務
- ⑨ 教育、スポーツ等を通じて国民の心身の健全な発達に寄与し、又は豊かな人間性を涵養することを目的とする事務
- ⑩ 犯罪の防止又は治安の維持を目的とする事務
- ⑪ 事故又は災害の防止を目的とする事務
- ⑫ 人種、性別その他の事由による不当な差別又は偏見の防止及び根絶を目的とする事務
- ⑬ 思想及び良心の自由、信教の自由又は表現の自由の尊重又は擁護を目的とする事務
- ⑭ 男女共同参画社会の形成その他のより良い社会の形成の推進を目的とする事務
- ⑮ 国際相互理解の促進及び開発途上にある海外の地域に対する経済協力を目的とする事務
- ⑯ 地球環境の保全又は自然環境の保護及び整備を目的とする事務
- ⑰ 国土の利用、整備又は保全を目的とする事務
- ⑱ 国政の健全な運営の確保に資することを目的とする事務
- ⑲ 地域社会の健全な発展を目的とする事務
- ⑳ 公正かつ自由な経済活動の機会の確保及び促進並びにその活性化による国民生活の安定向上を目的とする事務
- ㉑ 国民生活に不可欠な物資、エネルギー等の安定供給の確保を目的とする事務
- ㉒ 一般消費者の利益の擁護又は増進を目的とする事務
- ㉓ 前各号に掲げるもののほか、公益に関する事務として政令で定めるもの

5. 信託財産の種類

信託できる財産に制限はありませんが、公益信託の目的の遂行に適した財産の種類および規模であることが必要です。信託財産については、公益事務に該当する場合を除き、事業収益を得る目的で利用・運用することはできません。

※ 公益事務においては、助成金の支給や、管理費等の支出も生じることから、信託する財産については、設定時に受託者にご相談ください。

6. 信託財産の管理

受託者は、「信託法」および「公益信託法」による、さまざまな義務（善管注意義務、忠実義務、分別管理義務等）を負っています。受託者が信託銀行等の場合には、これらに加えて、「信託業法」等による行政の監督や事業者としての規律に服することになります。

また、信託された財産（信託財産）は、受託者の固有財産や他の信託財産とは分別して管理されていますので、独立性が保たれます。

7. 信託管理人

公益信託には、受益者が存在しないため、信託管理人を置く必要があります。信託管理人は、受託者の職務のうち重要な事項について承認を与えるなど、公益信託の目的の達成のために受託者を監督する機能を持っています。

8. 合議制機関（運営委員会・選考委員会等）

公益信託のガバナンスの確保や公益事務の専門性・公益性確保の観点から、信託契約により、合議制機関を設置することがあります。合議制機関は一般的に学識経験者等によって構成され、受託者の諮問により、公益事務の遂行について、意見を述べ、または勧告を行います。具体的職務権限・名称等については、個々の事情に応じて信託契約で定められることになります。

9. 信託期間

公益信託の目的およびその公益事務の内容に応じて、無期、有期のいずれの期間を採ることもできます。

10. 信託の終了

公益信託は、信託期間の満了、公益信託の目的の達成または達成不能等の事由が生じたときや、公益信託認可が取り消されたとき等に終了することになります。信託契約に別段の定めがあるときを除き、委託者は信託を終了することはできません。

公益信託が終了した場合における残余財産は、信託契約における帰属権利者の定めがあるときは当該帰属権利者に帰属し、信託契約により帰属権利者が定まらないときは、行政庁が内閣総理大臣である場合は国庫に、都道府県知事である場合は当該都道府県に帰属することになります。

11. 費用および信託報酬

公益信託事務および付随する事務の処理に伴う費用項目は、個々の信託契約によって定められることになりますが、当該費用については、信託財産から支払われます。例えば、次のようなものが費用項目にあたります。

- ① 合議制機関および信託管理人の経費
- ② 渉外費用
- ③ 送金手数料
- ④ 個別パンフレット作成費、個別年次報告書作成費等の経費
- ⑤ その他信託管理人の承認を得た費用

また、事務負担の多寡等を踏まえて、信託報酬が信託財産から支払われます。信託報酬については、あらかじめ信託契約・遺言において、報酬の具体的な金額または金額の算定方法を定める必要があります。

V 公益信託と税制

1. 信託設定時

公益信託を設定（追加信託を含む）した委託者および公益信託へ寄附した寄附者は、税制上以下の表のとおり取り扱われております。

委託者 (寄附者)	個人	寄附金控除 相続または遺贈により取得した財産を 支出した場合には、相続税非課税
	法人	一般寄附金と別枠で損金算入

2. 運用時

公益信託の信託財産の運用収益については、所得税は課せられません。

3. 委託者(個人)死亡時

公益信託の信託財産については、委託者（寄附者）の保有する財産とはみなされないため、相続税は課税されません。

4. その他

上記の他、土地、建物などの財産を信託財産とする場合、個人が公益法人等に対して財産を贈与または遺贈した場合の譲渡所得等の非課税措置を受けることができる場合があります。

令和 8 年 7 月 発行

編集・発行 一般社団法人 信託協会

〒100-0005 東京都千代田区丸の内 2-2-1 岸本ビル 1 階

電話：03-6206-3981

<https://www.shintaku-kyokai.or.jp/>





本資料は、公益信託のしくみなどについて紹介し、公益信託の制度について理解を深めていただくために作成しているものであり、当該商品の勧誘・推奨を目的としているものではありません。